

2. 二宮町個人情報保護法施行条例の骨子（案）

（1）条例で定めることが必要な事項

ア 開示請求における手数料

- ・地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定めることとされています。

（町の対応）

手数料は無料とします。写しの交付を行う場合は、写しの交付に係る実費（コピー代や郵送料等）を徴収します（現行の個人情報保護条例と同じ内容です）。

（2）条例で定めることが許容される事項

ア 条例要配慮個人情報

- ・地方公共団体は、法で規定する要配慮個人情報とは別に、「条例要配慮個人情報（地域の特性その他の事情に応じて、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等）」を条例で規定することができます。

（町の対応）

要配慮個人情報に該当する項目については現行条例と法の規定は同様であること、独自の規定を設けるべき特段の事情は認められないことから、当該事項に関する規定は設けません。

（参考）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして定められた次の記述等が含まれる個人情報をいいます。

- ①人種
- ②信条
- ③社会的身分
- ④病歴
- ⑤犯罪の経歴
- ⑥犯罪により害を被った事実
- ⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- ⑧本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- ⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- ⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑪本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

イ 不開示情報に係る情報公開条例との整合

- ・法に規定する開示請求の不開示情報と情報公開条例の非公開情報に差異がある場合、条例に定めるところにより、整合を図ることが可能です。

(町の対応)

検証の結果、差異は認められないため、当該措置は講じないこととします。

ウ 開示決定等の期限

- ・開示決定の期限や延長期間等は、法でその日数が規定されていますが、条例で定めるところにより、その日数を短縮することが可能です。

(町の対応)

現行の運用を維持するため、現行と同等となるよう下記のとおりとします。

項目	新条例案	備考
開示決定の期限	請求のあった日から 15 日以内	短縮措置
訂正決定の期限	請求のあった日から 30 日以内	法の規定どおり
利用停止決定の期限		
延長の期間	30 日以内	法の規定どおり

エ 審議会等への諮問

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することが可能です。

(町の対応)

個人情報保護制度の運用やその在り方について審議が必要である場合は諮問することができることとし、その審議に関する機能は、二宮町情報公開・個人情報保護審査会に付与することとします。

(3) その他

ア 行政機関等匿名加工情報について

- ・「行政機関等匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料は、条例で定めることとされていますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体は、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされています。

- ・これまで提供制度に関する問い合わせはなく、現時点では需要が見込まれないため、本制度の導入を見送ることとし、手数料に関する規定は設けません。

イ 個人情報ファイル簿等について

- ・「個人情報ファイル簿」とは、法において対象者 1,000 人以上の個人情報を取り扱う際に作成・公表することが定められているものです。
- ・これに伴い、現在同様の役割を担っている「個人情報取扱事務登録簿」は、廃止とします。ただし、1,000 人未満の個人情報を取り扱う事務については、「(仮称) 個人情報取扱事務一覧表」を作成し、保護水準の維持を図ります。

3. 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年9月14日～10月13日	パブリックコメントの実施
令和4年10月中旬	パブリックコメントの意見集約
令和4年12月	二宮町議会に条例案を上程
	(議会可決の場合) 条例公布
令和5年4月1日	条例施行